4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1]市街地の整備改善の必要性	

〔現状分析〕

本市の中心市街地の内、松山城を中心とした都心地域は、城下町として発展してきており、戦後は戦災復興土地区画整理事業により、道路基盤は他地域と比較しても整備が進んでいる。しかしながら、都市基盤施設の老朽化、中心部の建築物の老朽化等、持続可能な都市づくりにむけての維持・更新が課題となっている。

また、本市では、超高齢社会の到来を見据え、「歩いて暮らせるまちづくり」を進めており、すべての人にやさしい移動環境の整備や、ゆとりや憩い、潤いのあるオープンスペースの創出を推進している。このようなことから、多くの人々が利用する交通結節点を中心に、歩行者動線や滞留空間の確保等を目的とした空間改変を行うとともに、市街地の街路空間においても、従来の自動車を中心とした利用から、歩行者等にとっても快適で過ごしやすい空間形成に向けた、道路空間の再配分や沿道景観の整備が求められている。

本市は温暖で雨が少なく、中心部は平坦な地形であることから、通勤・通学・買い物等の移動手段として、幅広い年齢層に自転車が利用されている。市内の街路空間では、歩行者と自転車が錯綜し、交通事故等の危険性もあることから、歩行者にやさしく、自転車も快適に利用できる環境の整備が課題である。本市では、平成23年4月に「新松山市自転車等利用総合計画」を策定しており、これにもとづく自転車利用環境の整備・改善を進めていくことが必要である。

都心地区は、本市の商業・業務機能が集中している。戦後の土地区画整理事業により、街区は整形であるものの、敷地が細分化され、建築基準の関係からも、商業地区として高密度な活用ができていない。また、新耐震基準以前の建築物も数多く、建築ストックの老朽化が進んでいる。今後は、50万都市の中心にふさわしい、業務、商業、文化機能の集積やそれにあわせた豊かな空間形成を実現するためのまちの更新が課題となっている。

道後地区は、道後温泉に代表される松山観光の中心地区である。特に道後温泉本館は、年間約 80 万人を誇る集客の中心であるが、老朽化等が指摘されており、大規模な保全修正が必須とされている。大規模保存工事の期間中には観光客減少が懸念されることから、近隣の代替施設の建て替え等により、観光・集客機能の強化を図ることが必要である。また、その周辺では、道後温泉本館周辺整備計画を策定し、回遊空間整備、景観整備を進めてきており、今後も中核的な施設の整備とあわせて、観光客にとって回遊しやすく、市民にとっても利用しやすい環境整備や、魅力的な景観整備を進めていくことが必要である。

松山駅周辺地区は、空港や観光港と並ぶ広域交通の結節点であることから、「集客・集住・コンパクトシティ」を目標に、全ての人が移動しやすく、暮らしやすさを実感でき、多様性に富んだ質の高い県都の陸の玄関口に相応しいまちづくりを目指している。このことからすでに事業着手されている、連続立体交差事業と土地区画整理事業を引き続き着実に遂行することが求められる。

〔市街地の整備改善の必要性〕

これらの現状を踏まえ、市街地の整備改善を図ることで、中央商店街及び周辺地域の訪れたくなる都心としての機能強化、都市型観光地としての魅力向上、安心して住み続けられる豊かな生活環境の実現に寄与し、中心市街地の活性化を図るために必要な事業として、以下の事業を基本計画に位置づける。

＜フォローアップ＞

基本計画に位置づけられた事業については、毎年、事業の進捗状況を調査し、各事業主体と十分協議した上で進捗管理を行うとともに、位置づけられた事業の中心市街地活性化に対する効果を検討し、必要に応じて事業の見直しや改善を図ることとする。

[2]具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 松山駅周辺土地区画整理事業・松山駅周辺まちづくり事業 内容： 土地区画整理事業 約 16.7ha 実施時期： 平成 20 年度から令和 13 年度（清算期間 5 年含む）	松山市	・松山駅周辺地区は、松山空港や松山観光港と並ぶ広域交通の結節点であることから、「集客・集住・コンパクトシティ」を目標に、全ての人が移動しやすく、暮らしやすさを実感でき、多様性に富んだ質の高い県都の陸の玄関口に相応しいまちづくりを目指し、関係機関が一体となり連続立体交差事業と土地区画整理事業（施行面積約 16.7ha）に取り組んでいる。 ・東口駅前広場を拡張し整備するとともに、西口駅前広場を新設する。また、路面電車を東口駅前広場に引き込み、電停をJR駅付近に移設する。加えて鉄道の高架化に伴い、西部環状線まで約 700m延伸する。 ・更には、車両基地跡地を活用し、公共施設の整備や地域の景観整備等のまちづくりに取り組んでいく。 	支援措置： 社会資本整備総合交付金 （都市再生区画整理事業） 実施時期： 平成 20 年度から令和 8 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名: 飛鳥乃湯泉・椿の湯施設整備事業 内容: 入浴施設の施設整備 実施時期: 平成 25 年度から平成 30 年度	松山市	・昭和 59 年に改築された椿の湯は、生活に欠かすことのできない公衆浴場として多くの市民に愛されているが、施設の老朽化が目立ち、利便性・回遊性・賑わい性について一層の取り組みが必要である。 ・このことから、地元の活性化に寄与する施設として、魅力のある浴室及び休憩室に加え、道後温泉の歴史や「椿の湯」の由来などを解説する情報発信スペースを備える「道後温泉別館 飛鳥乃湯泉」を新たに併設し、来訪者が歴史・文化を体感しながら保養できる交流型施設として、都市の再構築を図っていくとともに、周辺の街並み景観の改善等に総合的に取組む。	支援措置: 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(道後文京地区)中心拠点誘導施設:商業施設) 実施時期: 平成 25 年度から平成 29 年度	
事業名: 道後 51 号線道路景観整備事業 内容: 観光施設周辺の道路空間の高質化 実施時期: 平成 27 年度から平成 30 年度	松山市	・飛鳥乃湯泉・椿の湯施設整備に併せて、南面の市道道後 51 号線(65m)の無電柱化及び道路景観を整備する。	支援措置: 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(道後文京地区)高質空間形成施設) 実施時期: 平成 27 年度から平成 29 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名: 景観まちづくり事業(道後地区) 内容: 観光施設周辺の景観まちづくり推進 実施時期: 平成27年度から平成30年度	松山市	道後の地域住民と良好な景観形成を目的に景観まちづくりを検討し、住民はもとより観光客にとってより魅力的なまちづくりを推進していく。	支援措置: 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業の効果促進事業) 実施時期: 平成27年度から平成30年度	
事業名: 上人坂道路景観整備事業 内容: 観光施設周辺の道路空間の高質化 実施時期: 平成 26 年度から平成 29 年度	松山市	・一遍上人生誕の地とされる道後湯月町の宝厳寺に向かう上人坂(170m)において、無電柱化及び道路景観整備を実施し、併せて集客モニュメントやポケットパークなどを整備する。	支援措置: 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(道後文京地区)高質空間形成施設) 実施時期: 平成26年度から平成29年度	
事業名: 道後46号線道路景観整備事業 内容: 観光施設周辺の道路空間の高質化 実施時期: 平成 26 年度から平成 27 年度	松山市	・道後温泉"椿の湯"と県道六軒家石手線を結ぶ市道道後46号線(106m)において道路景観を整備する。	支援措置: 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(道後文京地区)高質空間形成施設) 実施時期: 平成26年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 鮒屋町護国神社前線整備事業 内容： 街路空間の再編等 実施時期： 平成 25 年度から令和 3 年度	松山市	・鮒屋町護国神社前線（1,109m）のうち、松山赤十字病院や愛媛大などが並ぶ同市文京町の約 380mで、現在幅約 2.5mの歩道を拡張し、約 3.0mの歩道と 1.5mの自転車レーンを整備する。 ・この事業により、安全・快適な歩行空間形成を図る。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（道後文京地区）道路） 実施時期： 平成 28 年度から平成 29 年度	
事業名： 東雲 72 号線道路整備事業（東西付替道路整備事業） 内容： 街路整備等 実施時期： 平成 27 年度から平成 28 年度	松山市	・東雲小学校南側の現状の道は幅員が狭いが、小中連携校の正門が南側に設けられることから、新たに歩車分離した新設市道を整備する。 ・この事業により、通学路の安全確保を図る。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（道後文京地区）道路） 実施時期： 平成 28 年度	
事業名： 雨水貯留施設整備事業 内容： 雨水貯留施設整備 実施時期： 平成 26 年度から平成 30 年度	松山市	・東雲小学校と東中学校の小中連携校の南側に設けられる教育センターの地下に、雨水貯留槽を設置する。 ・この事業により、周辺地区の浸水被害の解消を図る。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（道後文京地区）地域生活基盤施設） 実施時期： 平成 26 年度から平成 29 年度	

（2）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： JR 松山駅付近連続立体交差事業 内容： 鉄道高架（区間約 2.4km ） 実施時期： 平成 20 年度から令和 6 年度	愛媛県	・土地区画整理事業とJR松山駅付近連続立体交差事業を一体的に行い、都市基盤施設を整備する。 ・この事業により、交通結節機能の強化、東西交通の利便性の向上によりまちの賑わいを創出するとともに、魅力ある都心居住環境の創出を図る。  鉄道高架により、8 箇所の踏切を除却し、交通渋滞、踏切事故が解消されるとともに、幹線道路の整備により、交通の円滑化が図られる。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（道路事業(街路)） 実施時期： 平成 20 年度から平成 30 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名: 大街道二丁目東地区優良建築物等整備事業(ラフォーレ原宿・松山跡地商業等複合ビル建設) 内容: 更新が必要な街区における再開発 実施時期: 平成 21 年度から平成 27 年度	森ビル㈱	・平成 20 年 1 月に閉館したラフォーレ原宿・松山の跡地において、優良建築物等整備事業により、ホテル・商業・ブライダルの複合施設を整備するとともに、良好な歩行者空間の整備も併せて行い、中心商店街の賑わい拠点となる施設づくりを目指す。 地区面積:約 0.3ha 敷地面積:約 1,850 ㎡ 延床面積:約 11,000 ㎡(地上 13 階) ・また、当該事業にあわせて一番町交差点周辺の空間整備(アーケード、歩行者動線、滞留空間、駐輪施設等の整備)に向けて取組みを進める。  完成予想イメージ	支援措置: 社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業) 実施時期: 平成 26 年度から平成 27 年度	
事業名: 二番町三丁目南第一地区優良建築物等整備事業(ゴンドラ) 内容: 更新が必要な街区における再開発 実施時期: 平成 25 年度から平成 27 年度	(有)ゴンドラ	・大街道商店街の周辺地区で商業ビルを建築するとともに、地区全体の環境改善と安全かつ快適な歩行者空間の確保を図ることで、賑わい再生や雇用創出等、中心市街地の活性化を行う。 ・面積: 約 0.1ha ・整備内容: 店舗、賃貸住宅等 ・また、当該事業にあわせて三越～ゴンドラ～お城下パーキングを連結する立体的遊歩道の整備に向けた取組みを進める。	支援措置: 社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業) 実施時期: 平成 25 年度から平成 27 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： （歩いて楽しい健康増進まちづくり事業） 花園町線整備事業・市駅前空間改変事業 内容： 街路空間の再編等 実施時期： 平成 24 年度から令和元年度	松山市	・城山公園と市内最大のターミナル松山市駅を結ぶ花園町線（幅員 40m）において車線を減らし、歩行者、自転車に再配分するとともに、オープンカフェなど人が滞留する居場所を整え、銀杏並木や芝生などを生かした風情ある空間整備をすすめる。 ・あわせて、松山市駅前の空間改変（歩行者動線、滞留空間、駐輪施設等の整備）を行うことで、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、歩いて暮らせる生活空間の整備を検討する。 ・この他にも、花園町通りにおける駐輪場整備や停留場のバリアフリー化、歩道照明灯の設置、市駅周辺地区空間再編の検討を行う。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（道路事業(街路)） 実施時期： 平成 24 年度、平成 27 年度から平成 29 年度 支援措置： 防災・安全交付金（道路事業（街路）） 実施時期： 平成 25 年度から平成 27 年度	
事業名： 二番町線整備事業 内容： 街路空間の再編等 実施時期： 平成 24 年度から令和 2 年度	松山市	・中心市街地を東西に走る「市道二番町線」において、電線類の地中化事業にあわせて、道路空間の再配分および道路景観整備を行う。 ・この事業により、歩行者や自転車にやさしい道路空間を形成するとともに、荷捌き車両、客待ちタクシーの道路利用に関するルールを定め、自動車交通の円滑化を図る。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（道路事業(街路)） 実施時期： 平成 24 年度、平成 27 年度から平成 30 年度 支援措置： 防災・安全交付金（道路事業（街路）） 実施時期： 平成 25 年度から平成 26 年度及び令和元年度から令和 2 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 中央循環線整備事業 内容： 街路空間の再編等 実施時期： 平成 24 年度から令和元年度	松山市	・国道196号と道後地区を連絡する「市道中央循環線」において、電線類の地中化事業を行い、無電柱化区間の連続性を確保し、災害に強いまちの形成、情報通信ネットワークの信頼性向上、快適な都市景観の創出を図る。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（道路事業(街路)） 実施時期： 平成 24 年度から平成 25 年度及び平成 30 年度 支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（道後文京地区)街路） 実施時期： 平成 26 年度から平成 29 年度 支援措置： 防災・安全交付金（道路事業（街路）） 実施時期： 令和元年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名: 松山駅西口南江戸線整備事業 内容: 街路事業 (延長約 480m、幅34m、4車線) 実施時期: 平成 26 年度から 令和4 年度	愛媛県	・松山駅周辺土地区画整理事業関連の街路事業として駅西側で駅西南北線～松山西部環状線を結ぶ松山駅西口南江戸線(延長約480m、幅 34m、4車線)の整備をすすめる。  	支援措置: 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) 実施時期: 平成 28 年度から 令和 4 年度	
事業名: 松山駅周辺土地区画整理事業・松山駅周辺まちづくり事業 内容: 区画整理事業区域(16.7ha)内の幹線道路整備 実施時期: 平成 22 年度から令和 8 年度 内容: 街路事業(松山駅北東西線 約 50m) 実施時期: 平成 28 年度から令和 8 年度	松山市	・松山駅周辺地区において、鉄道高架に合わせ、区画整理事業区域内外に三番町線や松山駅北東西線等の幹線道路を整備し、東西交通の円滑化を図る。	支援措置: 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) 実施時期: 平成 22 年度から 令和 8 年度 支援措置: 防災・安全交付金(道路事業(街路)) 実施時期: 平成 26 年度から 平成 29 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 自転車ネットワーク整備事業 内容： 自転車走行空間の整備 実施時期： 平成 26 年度から平成 30 年度	松山市	・自転車は、環境にやさしく、また、手軽で便利な乗り物として多くの方が利用しており、松山市における都市交通手段として、重要な役割を果たしている。 ・平成 25 年 8 月に策定した「松山市自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車走行部分のカラー舗装や路面標示など、既存道路の有効活用を基本とした自転車走行環境の整備を進める。 ・より安全、快適に自転車通行できる環境を提供するため、今後は、国・県・市の道路管理者が連携を図りながら、自転車道整備など自転車ネットワークの早期実現に向けて取り組んでいく。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（道路事業） 実施時期： 平成 27 年度から平成 30 年度 支援措置： 防災・安全交付金（道路事業） 実施時期： 平成 27 年度	
事業名： まちなか広場事業（中心市街地賑わい再生事業） 内容： 都心部での賑わい空間の形成 実施時期： 平成26年度から令和元年度	松山市	・中心市街地を訪れる市民の多くは、目的地に立ち寄って短時間で帰る行動をとっているが、更なるまちの賑わいを創出するには、まちを回遊させる仕掛けが必要となっている。 ・そこで、平面式駐車場を借り受け、芝生広場化するとともに、交流施設（アーバンデザインセンター）やミニ図書館など設置し、各種イベント開催などを行う社会実験を実施することで、中心市街地における環境改善モデルとする。 ・季節ごとにまちなかの魅力の情報発信を行うとともに、活性化の取組みの紹介、まちなかの賑わいの様子やイベント情報など、最新の状況についても様々な情報発信を行っていく。 ・平成 31 年 1 月に拠点施設を移転し、公共空間の活用及びまちづくりの担い手育成のためのプログラムを実施。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業と一体の効果促進事業） 実施時期： 平成26年度から平成30年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名: 景観計画(中心地区)策定と市民協働による景観まちづくりの推進 内容: 景観計画(中心地区)の策定と推進 実施時期: 平成 26 年度から令和元年度	松山市	・景観法に基づく景観計画の策定を見据え、地域住民と一体となって、良好な景観を保全・活用し、活性化につなげていくための検討調査を実施する。 ・花園町通り及び市駅周辺においては、道路景観設計及び市駅前広場空間改変基本設計を踏まえ、地元主体で沿道の景観ルールやファサード整備方針を策定する。 ・また、中心市街地において、景観まちづくり等に関する勉強会等を開催する。	支援措置: 社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業と一体の効果促進事業) 実施時期: 平成26年度から平成27年度	
事業名: 鮒屋町護国神社前線整備事業 内容: 街路空間の再編等 実施時期: 平成 25 年度から令和 3 年度	松山市	(再掲)	支援措置: 社会資本整備総合交付金(道路事業) 実施時期: 平成 30 年度から令和 3 年度	

（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 市街地総合再生計画に位置付ける拠点空間（一番町交差点周辺、L 字周辺、松山市駅周辺）の再開発推進 内容： 都心の拠点空間における再開発推進 実施時期： 平成 26 年度から令和 2 年度	松山市 松山市中心市街地活性化協議会 など	・本市では、平成 25 年 3 月に中心地区で行われる再開発のマスタープランとして「中心地区市街地総合再生基本計画」を策定したが、同計画で拠点空間に位置付けた、 ①一番町交差点周辺、 ②L 字周辺、 ③松山市駅周辺 において、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業等を中心とした老朽建物の更新を促進することにより、魅力ある都心拠点空間の整備を推進していく。 特に、「L 字周辺」拠点空間については、経済産業省の補助事業等を活用した地域での研究会活動も活発であることから、基本計画を作成し、以下の検討を行う。 ・都市計画に係る検討 ・施設建築物の計画の検討 ・施設需要の調査 ・権利変換計画の検討 ・事業スケジュールの検討 ・資金計画の検討 ・権利者意向調査	支援措置： 社会資本整備総合交付金（基本計画等作成等事業） 実施時期： 平成 28 年度から平成 30 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名: (歩いて楽しい健康増進まちづくり事業) 花園町線整備事業・市駅前空間改変事業 内容: 街路空間の再編等 実施時期: 平成 24 年度から令和元年度	松山市	(再掲)	支援措置: 都市・地域交通戦略推進事業費補助 実施時期: 平成 28 年度から令和元年度	
事業名: JR 松山駅付近連続立体交差事業 内容: 鉄道高架(区約 2.4km) 実施時期: 平成 20 年度から令和 6 年度	愛媛県	・土地区画整理事業とJR松山駅付近連続立体交差事業を一体的に行い、都市基盤施設を整備する。 ・この事業により、交通結節機能の強化、東西交通の利便性の向上によりまちの賑わいを創出するとともに、魅力ある都心居住環境の創出を図る。  鉄道高架により、8 箇所の踏切を除却し、交通渋滞、踏切事故が解消されるとともに、幹線道路の整備により、交通の円滑化が図られる。	支援措置: 連続立体交差事業(街路) 実施時期: 令和元年度から令和 6 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 松山アーバンデザインセンター[UDCM]の設置 内容： 公・民・学連携のまちづくり推進 実施時期： 平成 26 年度から令和元年度	松山市 松山市都市再生協議会 など	・公・民・学の連携のもと、地域主体のまちづくりを行う松山アーバンデザインセンター[UDCM]の拠点施設を中心市街地に設置。 ・センターの拠点施設には、都市デザインに関する専門知識と実務経験を有する専門スタッフが常駐し、地域の民間のまちづくり活動への技術的支援を行う。 ・この取組みによって、今後のまちづくりを担う人材が育成されるとともに都心部での再開発や景観まちづくり等が加速され、未来を志向した都市づくりに向けて前進することが期待できる。	支援措置： 地方創生推進交付金 実施時期： 平成 29 年度から令和元年度	

（4）国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： 松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金（住民参加型まちづくりファンド）の拡充 内容： 地域のまちづくり事業への助成 実施時期： 平成 25 年度から令和 2 年度	松山市	・松山市では、平成 25 年度より「美しい街並みと賑わい創出事業補助金」として、民間による美しい街並み景観整備と賑わい創出施設整備に対して支援を行うことによって、官民連携のまちづくりを推進し、美しい街並みや賑わいの創出を図っている。 ・応募状況等を見極めながら支援内容を拡充していく。	（住民参加型まちづくりファンド支援業務-民間都市開発推進機構）	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： まちづくり初動期支援事業 内容： 地域住民等によるまちづくりへの支援 実施時期： 平成 20 年度から令和 2 年度	松山市 松山市 中心市街地活性化協議会 など	・土地の高度利用を図るため建物の高度化や良好な商業空間づくりのため、再開発や協調建て替え等民間が行う「まち更新」に向けた様々な活動に対し、支援を行う。 ＊ 関係権利者による団体への市のまちづくり初動期支援（勉強会等） ＊ 中心市街地活性化協議会によるまちづくりコーディネーターの派遣 ・これらの取組みにより、中心市街地における権利者との協働を深め、将来に向けた、まちの更新、再開発、まちなか居住につなげていく。		